

【指定地域密着型サービス事業所関係 目次】

- 1 運営指導及び指定更新について（P4）
 - (1) 運営指導について
 - ① 令和6年度の実施状況及び主な指摘事項
 - ② 令和7年度の実施方針（予定）
 - (2) 指定更新について
 - ① 令和7年度の対象事業所数
 - ② 指定更新事務に係る標準的なスケジュール

- 2 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所に係る関連条例の一部改正について（P6）
 - (1) 重要事項等の情報のウェブサイトへの掲載・公表
 - (2) 協力医療機関との連携体制の構築
 - (3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
 - (4) 介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し
 - (5) ユニットケアの質の向上のための体制の確保

- 3 令和3年度改正における経過措置及び令和6年度に義務化された事項等（P7）
 - (1) 高齢者虐待防止に係る体制整備等
 - (2) 業務継続計画（BCP）の策定
 - (3) 認知症介護基礎研修の受講
 - (4) 感染症の予防及びまん延の防止
 - (5) 栄養管理
 - (6) 口腔衛生の管理
 - (7) 身体的拘束等の適正化（適正化のための措置）
 - (8) 身体的拘束等の適正化（禁止規定）
 - (9) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

- 4 各種申請、届出及び手続きについて（P10）
 - (1) 令和7年度介護職員等処遇改善加算に係る届出について

- 5 その他（P10）
 - (1) 運営推進会議の開催方法について
 - (2) 高齢者虐待の防止について
 - (3) 令和7年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について

- (4) 業務管理体制に関する届出について
- (5) 介護サービス情報公表制度について
- (6) 事故報告書の提出について

お願い

- 1 本資料は、令和7年3月18日（火）時点までに入った国からの情報（令和6年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料を含む。）等に基づき作成しておりますことをご承知おきください。

参考：令和6年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53678.html

- 2 本資料と併せて、栃木県指導監査課が開催する集団説明会の資料もご確認いただきますようお願いいたします。

参考：栃木県ホームページ 介護サービス事業者集団指導

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e11/koureisyuudanshidou.html>

1 運営指導及び指定更新について

(1) 運営指導について

① 令和6年度の実施状況及び主な指摘事項

本年度の実施状況

- ・市内地域密着型サービス事業所数（休止を除く）…53事業所（R7.3.1現在）
- ・運営指導実施事業所…3事業所

主な指摘事項（文書指摘）

- ・指定介護老人福祉施設における特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあたって、市に意見をしていなかった。（栃木県特別養護老人ホーム入所等に係る指針に沿って対応すること）
- ・賃金体系を定めていることを書類にて確認できなかった。（介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系を定め、その内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての職員に周知すること）
- ・職場環境等の改善に係る取組が公表されていなかった。（介護サービスの情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を「事業所の特色」欄で選択する等により、外部から見える形で公表すること）
- ・従業員の勤務状況について、複数の事業を兼務する職員のそれぞれの勤務時間を確認できる書類がなかった。（従業員が複数の事業を兼務する場合は、それぞれの事業に従事した勤務時刻を記録し、勤務時間を明確にすること。）

主な指摘事項（口頭指摘）

- ・医師の勤務状況について、出勤簿と勤務実態が異なっていた。（正確に記録すること）
- ・協力医療機関の診療科目について、運営規程と重要事項説明書が異なっていた。（実態に合った記載とすること）
- ・重要事項説明書及び契約書について、説明または契約を行った日が空欄になっているものが見受けられた。（重要事項の説明及び契約締結の際は、記入漏れがないようにすること）
- ・緊急時等の対応について、緊急時のマニュアルが作成されていたが、職員間の連絡方法が決められていなかった。（利用者に病状の急変が生じた場合等に速やかに必要な措置を講じられるよう、緊急時の連絡体制を明確化し、職員に周知すること）
- ・運営規程について、記載に必要な項目（看護師の職務内容）が記載されていなかった。（追記すること）
- ・避難、救出その他必要な訓練について、定期的実施されていたが、地域住民

の参加がなかった。(地域住民の参加が得られるよう地域住民との密接な連携体制の確保に努めること)

- ・個人情報に係る同意書について、利用者の同意を得ているが、家族の同意を得ていないものが見受けられた。(利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の代表の同意を、あらかじめ文書により得ること)
- ・広告について、パンフレットに記載された事業所名、写真が実態と異なっていた。(実態に合った記載とすること)
- ・運営推進会議について、書面により開催されていた。(令和5年5月8日以降、運営推進会議等の開催における文書による情報提供・報告等の取扱いが終了しているため、対面形式で運営推進会議を開催すること)
- ・運営推進会議について、会議の内容が記録されているが、当該記録の公表がされていなかった。(会議録の掲示等により、広く公表すること)
- ・重要事項説明書について、従業者の職種、員数及び職務の内容、利用料及び利用者負担の額が実態と異なっていた。(実態に合った記載に修正すること)
- ・運営規程について、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス及び緩和した基準による通所型サービスの合計で定員が定められていた。(利用定員については、地域密着型通所介護と通所介護相当サービスの利用者の合算で、またこれとは別に緩和した基準による通所型サービスの利用者で利用定員を定めること)
- ・避難訓練は実施されていたが、実施時期が、消防計画における避難訓練予定と異なっていた。(消防計画を整理して、計画に沿った訓練を実施すること)

② 令和7年度の実施方針(予定)

- ・指定有効期間内に最低1回の指導
- ・各種加算を算定している場合、算定要件に必要な挙証資料を重点的に確認
- ・R7.10.1～R8.9.30の間に指定有効期間が満了となる事業所及び開設後間もない事業所を中心に実施
- ・その他の事情により運営指導が必要と認められる事業所

(2) 指定更新について

① 令和7年度の対象事業所数

- ・R7.4.1～R8.3.31の間に指定有効期間が満了となる事業所…7事業所

② 指定更新事務に係る標準的なスケジュール

日程	事務内容
n - 3月中旬頃	更新申請受付通知の発送(市→事業所)

n - 2月下旬まで	更新申請書類の提出（事業所→市）
n - 1月下旬まで	指定通知の発送（市→事業所）
n月1日	指定更新期間開始

2 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所に係る関連条例の一部改正について

国が定める「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、本市で定める関連条例についても国基準に合わせて改正を行った（令和6年4月1日）。

主な改正のうち、令和7年度から義務化された項目等については以下のとおり。

(1) 重要事項等の情報のウェブサイトへの掲載・公表

- ・対象事業者：全サービス
- ・事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載・公表しなければならない。令和7年度から義務付け。

(2) 協力医療機関との連携体制の構築

- ・対象事業者：認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・協力医療機関を定めるに当たっては、要件を満たす協力医療機関を定めるように努める。（令和9年3月31日までは努力義務）
- ・1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならない。

(3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

- ・対象事業者：認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努める。
- ・協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

(4) 介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し

- ・対象事業者：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・事業者は、入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ

め、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

- ・事業者は、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(5) ユニットケアの質の向上のための体制の確保

- ・対象事業者：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならない。

3 令和3年度改正における経過措置及び令和6年度に義務化された事項等

(1) 高齢者虐待防止に係る体制整備等

- ・対象事業者：全サービス
- ・事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、「虐待の未然防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえ、次の措置を講じる必要がある。虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合、基本報酬を減算する。
- ・必要な措置は以下のとおり
 - ・虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
 - ・従業者への委員会結果の周知
 - ・虐待防止のための指針の整備
 - ・虐待防止のための措置に関する事項の運営規程への記載
 - ・研修の実施（※1）
 - ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

※1 研修を実施すべき頻度はサービス種別によって異なる。

年2回：認知症対応型共同生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

年1回：上記以外のサービス

(2) 業務継続計画（BCP）の策定

- ・対象事業者：全サービス
- ・事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い必要な措置を講じる必要がある。
- ・業務継続計画が未策定の場合、基本報酬が減算となる。ただし、令和7年3月31

日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。(令和7年度から減算適用開始)

- ・必要な措置は以下のとおり
 - ・業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し
 - ・従業者への業務継続計画の周知
 - ・研修・訓練（シミュレーション）の実施

(3) 認知症介護基礎研修の受講

- ・対象事業者：地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
認知症対応型通所介護、（看護）小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
- ・事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる必要がある。事業所が新たに採用した従業者（新規・中途問わず）で医療・福祉関係資格を有さない者については、採用後1年間の猶予期間中に研修を受講させる必要がある。

(4) 感染症の予防及びまん延の防止

- ・対象事業者：全サービス
- ・事業者は、事業所・施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう措置を講じる必要がある（施設系サービスは委員会・指針・研修については従前から規定あり）。
- ・必要な措置は以下の通り
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
 - ・従業者への委員会結果の周知
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - ・研修・訓練（シミュレーション）の実施

(5) 栄養管理

- ・対象事業者：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・入所者に対する栄養管理について、令和3年度から栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととなった。栄養管理の基準を満たさない場合、令和6年4月1日からは栄養管理に係る減算の対象となる。
- ・参照資料：介護保険最新情報 Vol.1217「リハビリテーション・個別機能訓練、栄

養、口腔の実施及び一体的取組につて」 本通知の p. 29 から始まる「第3 施設サービスにおける栄養ケア・マネジメント及び栄養マネジメント強化加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について」を参照いただきたい。

(6) 口腔衛生の管理

- ・対象事業者：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・入所者に対する口腔衛生の管理について、令和3年度から口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔衛生の管理を計画的に行う必要がある。
- ・必要な対応は以下のとおり
 - ・施設の従業者または歯科医師もしくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設入所時及び入所後の定期的な口腔の健康状態の評価を実施する
 - ・技術的助言及び指導または口腔の健康状態の評価を行う歯科医師もしくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、当該施設との連携について、実施事項等を文書等で取り決めを行う

(7) 身体的拘束等の適正化（適正化のための措置）

- ・対象事業者：（看護）小規模多機能型居宅介護
- ・身体的拘束等の適正化のための措置を義務付ける。また、措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設ける。（令和7年度から減算適用開始）
- ・必要な措置は以下のとおり
 - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催（3月に1回以上）
 - ・身体的拘束等の適正化のための指針の整備
 - ・従業者に対する研修の定期的な実施

(8) 身体的拘束等の適正化（禁止規定）

- ・対象事業者：地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
- ・当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

(9) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

- ・対象事業者：（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・現場における課題を抽出及び分析した上で事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間（令和9年3月31日まで）を設ける。

4 各種申請、届出及び手続きについて

(1) 令和7年度介護職員等処遇改善加算に係る届出について

- ・計画書等提出期限：令和7年4月15日（火）

市ホームページに掲載の様式及び関係通知等にて詳細を確認いただきたい。

トップページ > 組織でさがす > 保健福祉部 高齢介護課

> 事業所の方へ > 介護職員等処遇改善加算等（地域密着型サービス事業所）

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/1328.html>

5 その他

(1) 運営推進会議の開催方法について

指定地域密着型サービス事業者は、運営推進会議を設置し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設け、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表しなければならない。

運営推進会議については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から「文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。」と開催方法の柔軟な取扱いがされていたが、令和5年5月1日付け厚生労働省発出事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」において上記措置の取扱いが終了しているため、ご留意いただきたい。

また令和3年運営基準改正により、各種会議においてテレビ電話装置等を活用して実施することが可能となったことから、当該方法による開催についても検討いただきたい。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては上記の「運営推進会議」を「介護・医療連携推進会議」と読み替えていただきたい。

(2) 高齢者虐待の防止について

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等について、国が公表した令和5年度の調査結果によると、要介護施設従業者等による虐待については、相談・通報件数、虐待判断件数ともに過去最多であった。特に、養介護施設従事者等による虐待の相談・

通報件数に占める虐待判断件数の割合や再発事案の増加が確認された。要介護施設従事者等による虐待の相談・通報及び虐待判断件数の増加要因については、適正な手続きを経ていない身体的拘束等を含む身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄が増加したことや、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護で件数が増加したことなどが考えられる。

また、虐待の要因として、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」や「職員のストレス・感情コントロール」、「職員の倫理観・理念の欠如」が多かった。高齢者虐待防止措置として開催することとされている研修のカリキュラムの内容に、高齢者虐待防止の基礎的な事項に加え、ストレスマネジメントやアンガーマネジメントについて内容を含めることとされているので、研修内容等については、下記資料を参考とすること。

認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備」令和4年3月版

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、引き続き虐待の未然防止や早期発見等に努めていただくようお願いする。

なお、場合により身体的虐待に当たる可能性がある「身体拘束」についても、国の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」や「身体拘束ゼロへの手引き」等を参考に、引き続き適切な対応をお願いする。

(3) 令和7年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について

本市においては、令和7年度においても同様に、国から栃木県を經由して協議に係る連絡通知が発出され次第、指定地域密着型サービス事業者所宛て通知する予定であるので、遺漏のないようお願いしたい。

(4) 業務管理体制に関する届出について

介護保険法において、法令等遵守の義務の履行を確保し、指定取り消し事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対して業務管理体制の整備を義務付けている。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する届出書を関係行政機関に届け出ることが必要である。

なお、業務管理体制の整備に関する届出は、介護保険事業に新たに参入したときだけでなく、届出事項に変更が生じたとき又は届出先の区分に変更が生じたときについても遅滞なく行うこととされているため、遺漏のないようお願いしたい。

(5) 介護サービス情報公表制度について

介護保険法に基づく介護サービス情報公表制度を設けている。介護サービス事業所においては、適切な情報の公表に努めていただきたい。

(6) 事故報告書の提出について

介護保険施設等は、各サービスにおける運営基準や「栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針」等に基づき、事故発生時には、速やかに市町などに連絡を行うとともに、利用者の生命・身体保護のため適切な対応をとらなければならない。

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、事業所所在地である本市宛て（利用者の保険者が本市以外の市町の場合には該当市町にも）事故報告書を提出されたい。

なお、報告方法については、原則、電子メール等の電磁的方法により行うこと。

市ホームページに掲載の様式及び関係通知等にて詳細を確認いただきたい。

トップページ > 組織でさがす > 保健福祉部 高齢介護課

> 栃木市の介護保険 > 介護保険関係等申請様式 > 21 事故報告書

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/460.html>